

平成30年度定期監査(9)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、平成30年度定期監査(9)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、峯岸芳幸前監査委員は平成31年3月7日まで関与し、萩野うたみ監査委員は同月8日以降関与した。

記

1 概要

実施時期

平成30年12月6日から平成31年1月31日までの間において実日数4日間

方針

平成30年度練馬区監査基本計画に基づき、技術的観点から工事の計画、設計、積算、施工等において、つぎの点に留意をして対象工事が適正に執行されているか監査した。

ア 一般的事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ、合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) 環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。また、竣工後の手続は適切に処理されているか。

イ 重点事項

- (ア) バリアフリーおよび建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。
- (イ) 学校生徒(児童)・周辺区民の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理(監理)は適切に行われているか。

対象工事

- ア (仮称)練馬区立練馬総合運動場公園管理棟等改築工事
 - (仮称)練馬区立練馬総合運動場公園管理棟等改築機械設備工事
 - (仮称)練馬区立練馬総合運動場公園管理棟等改築昇降機設備工事
 - (仮称)練馬区立練馬総合運動場公園管理棟等改築電気設備工事
 - (仮称)練馬区立練馬総合運動場公園管理棟等改築工事監理等業務委託
- イ 練馬区立下石神井小学校校舎等改築工事
 - 練馬区立下石神井小学校校舎等改築機械設備工事
 - 練馬区立下石神井小学校校舎等改築昇降機設備工事
 - 練馬区立下石神井小学校校舎等改築電気設備工事
 - 練馬区立下石神井小学校校舎等改築太陽光発電設備設置工事
 - 練馬区立下石神井小学校校舎等改築工事監理等業務委託

対象部課

- ア 危機管理室防災計画課
- イ 施設管理担当部施設整備課
- ウ 地域文化部スポーツ振興課
- エ 教育委員会事務局教育振興部学校施設課
- オ 教育委員会事務局教育振興部保健給食課
- カ 教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課

2 監査結果

適正に行われていた。